山口県告示第六十四号

生活保護法

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、

令和六年三月五日

山口県知事

村 岡

嗣

政

土地改良区の役員の届出

山

契約の締結………………………………………………七

公共測量の実施(監理課)

県営沖部下地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

(農村整備課)

1

Ė

(農村整備課) ………………………………………………………………五

公安委公告

口

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出

(厚政課)]

目

次

3月5日 (火曜日)

さくらだクリニッ 大正通りクリニック ク

	称	握
山口市小型	所	

名

郡明治二丁目一番五号 地 令和五、 廃

長門市東深川九〇六の一

宇部市大字船木九七九 周南市毛利町三丁目三二番

令和 6

田中歯科医院 山﨑歯科医院

止 年

月

 \equiv 日

三

令和六、

山口県告示第六十五号

ための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、 医療扶助の

令和六年三月五日

田中歯科医院	山﨑歯科医院	さくらだクリニック	大正通りクリニック	名医称療	
長門市東深川九〇六の一	宇部市大字船木九七九	周南市毛利町三丁目三二番	山口市小郡明治二丁目一番五号	所 機 担 関	山口県知事
"	"	"	令和六、 一	指定年月	村岡嗣
四	"	"		日	政

所 シ 3 在ン 地等

名 称 指定訪問看 護 の所在地の所在地 お問看護ステ

------八

二丁目九番一三山口市小郡明治

護ステーションあてくろ訪問看

二丁目九番一三山口市小郡明治

令和六、

指定年月日

字有帆二五八一山陽小野田市大

合同会社がく

字有帆二五八一山陽小野田市大 ション結希

"

山口県告示第六十六号

指定医療

おり実施する。 成五年政令第三百二十九号)第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のと 計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項の規定により、 計量法施行令

令和]6年。	3月5	日	火曜日]	Д	1	П		ļ	₹		報			(定期	月)		第	48	33 号		_
"	"	<i>y</i>	令 和六、	二検査の	- Ž		四 指定定	三 所在場所	する。	令和六年 四	"	"	"	,	′/	"	"	行利プ	う 期	二 検査の	一 区 域	令和六	
"	" -		五、九日)期日、場所等]	般社団法人山口県	指定定期検査機関の令和六年十月四日か	における	-	(年四月十九日	〃 一八	"	// 一七		<i>y</i>	// 一六	"	四 一 丑	-	期日、	山陽小野田	令和六年三月五日	
分まで 午後一時から午後二時三○	午前一○時から午前一一時	で一時三	午前一〇時から正午まで時	P		口 恒不計 里 物 公	2の名称	定期検査の期間		から司年六	び午後一時から午後三時ま午前一○時から正午まで及	午後一時から午後三時まで	一一時三〇分まで	分まで のなど 有三甲三〇	寺かった	一一時三〇分まで午前一〇時三〇分から午前	分まで午後三時三〇年後一時から午後三時三〇	午育一〇時から近午まで	日) 等 小 の 三 二 、	7	市	Щ	
山口市大蔵地域交流センター	山口市平川地域交流センター	口市仁保地域交流センタ	山口市吉敷地域交流センター場						ししませれるだしまい	山口県計量倹定折において実施	ンター山陽小野田市高千帆地域交流セ	山陽小野田市厚狭地区複合施設	ター山陽小野田市埴生地域交流セン	下多原士士之次に	山場ト野田市頂恵也或交流セン	ター山陽小野田市厚陽地域交流センー	山陽小野田市民館	ター 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	日方下寄也成で応ご所			I県知事 村 岡 嗣 政	_
施する。	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		"	"	"	"		"	"	"	"	"	
年五日	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		"	"	"	"		"	"	"	"	"	
二十七	二四	"	1 111	"	=======================================	"	"	=	"	<u></u>	七		六	"	"	五.		四四	"	"	三	"	
ハ年五月二十七日から同年七月三十一日までは、	で午後一時から午後三時まび午後一時から正午まで及	時まで 年後一時三○分から午後三	午前一○時三○分から正午	午後一時から午後三時まで	一一時三○分まで午前一○時三○分から午前	時まで 年後一時三○分から午後三	午前一一時三○分から正午	三○分まで 三○分まで	午後一時から午後三時まで	三〇分まで		で午後一時から午後三時ま	ド午後一寺から下後三寺と午前一○時から正午まで及ります。	午後一時から午後三時三〇	午前一一時から正午まで	○時三○分まで午前九時三○分から午前一	時三〇分まで明カウ午後三	で及びF後一寺からF後三午前九時三〇分から正午ま	時三○分まで午後二時三○分から午後三	午後一時から午後二時まで	○分まで ○分まで 一時三	時まで 午後三時三○分から午後四	
は、山口県計量検定所において実	山口市福祉センター	山口市阿東地域交流センター	雲分館	福分館山口市阿東地域交流センター地	生分館 山口市阿東地域交流センター篠	山口市徳地総合支所	地分館 山口市徳地地域交流センター島	坂分館山口市徳地地域交流センター八	山口市秋穂総合支所	山口市大海総合センター			山口勤労者総合福祉センター	山口市大内地域交流センター	山口市宮野地域交流センター	山口市小鯖地域交流センター		山口市小郡総合支所	山口市陶地域交流センター	山口市二島地域交流センター	山口市嘉川地域交流センター	山口市鋳銭司地域交流センター	-

<u></u>	今和 <i>6</i>	年3	月 5	日少	火曜日			山		П	県	Ę	報			(定期])		第 48	83 号	
	"	"	"	,	"	"	"	"	"	"	11	"	"	"		令和六、	二月検	一 区 域	 	四指	三所
	"	"	"	,	"	″	"	"	"	"	"	"	"	"		八、六、	検査の期日、	萩 萩 市	般社団法人山	指定定期検査機関の名称	世六年六月年末
	八八	"	一 七	_ D	_ <u>U</u>	"		"		"	 	<u> </u>	"	七		六 日	場所等	111	八山口県	直機関の気	万二十七日おける定期
	一一時三○分まで午前一○時三○分から午前	分まで午後二時三○	三〇分まで午前一一時から午前一一時	午後一時三〇分まで午後一時から	前一一寺からF爰)寺三三〇分まで	三〇分から午後二	午前一〇時三〇分から正午	分まで午後二時三〇	午前一○時三○分まで 午前一○時三○分から午前	時二○分まで午後二時二○分から午後三	まで 年前一○時から午前一一時	○時四○分まで	午後一時から午後三時まで	一一時三○分まで午前一○時三○分から午前	民カ	17. とでは一身から正午午前一○時三○分から正午間				名称 2 2 2 2 2 2 2 2 2	令和六年六月二十七日から同年七月二十二日まで所在場所における定期検査の期間
	萩市高俣支所	萩市川上総合事務所	萩市福栄コミュニティセンター	丁見書 される いろのけこ		Δ.	萩市民館	萩市田万川総合事務所	萩市大井公民館	萩市相島文化センター	萩市三見出張所	萩市大島出張所	山口県漁業協同組合はぎ支店萩市大字椿東六四四六の五	萩市旭活性化センター		萩市民館					
	"	"	"	"	"	"		令 和 期	查力	一 区 域	一般	四指定完	н 111.	する。	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"		、 七、	の期日、	美 	般社団法人山	指定定期検査機関の名称 イ和プダブリニ十三日か	→ ±E.	六年六月	"	"	"	″	"	"	"
	九	"	"	八	"	"		五日	場所等	Ť	山口県計量協会	機関の名	こっ三日ける定期	二十五日	"	三四	"		"	九	"
	○時まで 午前九時三○分から午前一	時まで午後一時三〇分から午後三	年前一一時三○分から正午	午前一○時から午前一一時	時まで午後一時三〇分から午後三	まで 午前一一時三○分から正午	まで	午前一〇時から午前一一時時			量協会会	と期検査機関の名称	・ う引きつ 引きが検査の期間	ハ年六月二十五日から同年八月三十日までは、	午後一時から午後三時まで	一一時三○分まで午前一○時三○分から午前	分まで「特別の年後二時三〇	午前一○時から午前一一時	分まで午後二時三〇	三○分まで午前一一時から午前一一時	午後一時から午後二時三○
	真長田定住センター	美祢市嘉万公民館	美祢市於福公民館	美祢市秋吉公民館	美祢市厚保公民館	美祢市豊田前公民館		美祢産業技術センター 所						、山口県計量検定所において実施	萩市民館	ター 萩市福栄農業担い手育成セン	莉市須佐統合事務所 	萩市旭総合事務所	萩市むつみ総合事務所	萩市弥富支所	萩市小川支所

所在場所における定期検査の期間 検査の期日、 所在場所における定期検査の期 令和六年八月九日から同年十月三十一日までは、 指定定期検査機関の名称 令和六年八月二十三日から同月三十日まで 令和六年八月一日から同月十九日まで 般社団法人山口県計量協会 阿武郡 八、 場所等 日 午後一 年前一一時三○分から正午 五○分まで
──一○時から午前一○時 時から午後三時まで 間 山口県計量検定所において実施す 阿武町役場 阿武町役場宇田郷支所 阿武町役場福賀支所

所

宇部市

H 場所等 日

六 三〇分まで午前一〇時から午前一一 間 時 宇部市新川ふれあいセンタ 所

九 三○分まで 午後一時から午後三時まで 宇部市恩田ふれあいセンター 宇部市隣保館上宇部会館

び午後一時から午後三時ま午前一〇時から正午まで及 午後一時から午後三時まで 宇部市西岐波ふれあいセンター 宇部市東岐波ふれあいセンター

 $\overline{}$

一時三〇分まで午前九時三〇分から午前 宇部市中央卸売市場

令和六年三月五日

田布施土地改良区 土地改良区の名称

令和六、二、二六 認 可 年 月 日

山口県知事

村

岡

嗣

政

(三四) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、 土地

令和六年三月五日

就任した役員

山口県知事

村

岡

嗣

政

	土地	<u>.</u>							かって	ĺ		ĺ	ĺ	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	田布施土地改良区	土地改良区の名称	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	理事	監理 事事 別	
谷	山城	平井	福本	藤永	角谷	田熊	松根	木本	河村	石原	岡入	小野	氏	
光央	啓一	秀明	晴美	真一	宏子	和夫	宏次	睦 博	良平	義一	真澄	秋生	名	
九〃	"	"	· ''	"	— "	"	"	"	の ″ 三 ″	ー ″ の 二 ″	の" -	熊毛郡田布施	住	
大字下田布施一五〇	〃 一六の一	″ 一八一三	大字川西一一四九の	/ 六二一	〃 一四八〇の	大字宿井八八六	〃 九五〇	大字波野一四六〇	大字大波野二一八一	大字上田布施二四六	" 10111	熊毛郡田布施町大字大波野九九〇	所	

令和6年3	月 5 日	火曜日	Щ	П	県	Į	報		((定期])		第 48	33	号		_
4 4 4 1	<i>, , , ,</i>	" "	" "	" "	// 田布施土地改良区	土地改良区の名称	二 退任した役員	"	"	"	<i>" "</i>	"	"	"	"	"	
<i>u u u</i>	y	<i>''</i>	" "	" "	〃 理	監理 事事 別		"	"		監グ事	"	"	"	"	"	
福藤林日本永	H 松 木 紫 根 本	河 末	石長原信	岡 山 入 本		氏		髙下	清神		· 國 木	井原	南	玉	重森	落合	
晴 真 「				兵 健司	上殿紀代子小野 秋生	名		幸徳	清		卓是			成	陽	祥二	
一儿儿儿儿		の // // 三	" " O)			A L	_			- 1/u 1/	/ /		- /火 / _/			一 り 〃	
<i>" " " "</i>	y	二	Ø − Ξ ″ ″	<u>II.</u>	一 熊毛郡田东	住		"	"	"	<i>''</i> ''	"	"	"	"	_ 	
大 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	大字演	/ 大字大:	大字上田布	<i>"</i>	布施町大字大波野九九			大字麻	大字下	大字宿	大字川平大字別	大字麻	大字下	大字宿	大字麻郷	大字上	
大字川西一一四九の《二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	大字演野一四六〇	大字大波野二三八三	T-L (一 二 七 四	渡野九九○	所		大字麻郷一二四二の	大字下田布施二三二	井二三五五の	大字川西三五八の三大字別府二四六	麻郷七九七	大字下田布施二八五		郷一八八二	大字上田布施一三一	
令和五年十一月二十八日 二 工事完了の時期 二 工事完了の時期 一 事業の名称	令和六年三月五日	次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。(三五)土地改良事業の工事の完了	"	<i>u</i>	" "	"	"	"	"	"	'' ''	u	. ,,	' '	"	"	-
二 村 地 域	日	上地改良															
() () () () () () () () () () () () () (事業の完	"	" "	監り	"	"	"	"	"	" "	"	' "	"	"	"	
災事業	- - - - - -	工事が	藤	力	事山木	井	中	福	洁	南	王 重	i 落	系 谷	lı 4	1 平	野	
	<u>4</u>	· 完 了 1		为 岡本 継	山木田下嗣	井原和	中村俊	福本貞	清神		玉木森		Ĭ	坊			
	: 山 ;	ました		輝 幾 秀 ・ 一 〃	真生八〃〃	和馬	俊 彦 三 / □	卓雄』〃	清 五〃 ·	一 成 一〃	成美 陽					功	
<u> </u>	口県知事	, <u> </u>	0 " = 0	<i>" "</i>	/\ // //	"			"	"	" "	<u> </u>				"	
i	村岡嗣		/ 三三九	大字下田布施二三九	大字上田布施二四二大字別府二四六	大字麻郷七九七	ル八三の	/ 一九三	"	大字下田布施二八五	大字宿井一二一一	大字上田布旅一三二	大字下田布施一五〇	グローテの一	字川西	大字宿井二三五八	六

(三六) 県営沖部下地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営

沖部下地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第

第一項の規定により、平生町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありまし 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

山口県知事 岡 嗣

村

政

七 入札公告日 令和五年十一月七日

八 その他

調達方法

 $(\overline{\underline{}})$ 最低価格

萩市大字下田万

 \equiv 作業の期間

令和六年二月二十六日から同年三月二十九日まで



公 告

山口県知事

村

岡

嗣

政

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和六年三月五日

事務を担当する課の名称及び所在地

山口県知事

村

岡 嗣 政

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町 香 一号

落札に係る物品等の名称及び数量

生体認証用機器 一式

契約の相手方を決定した手続

三

一般競争入札

Ŧī. 兀 落札者を決定した日 令和六年一月十七日

落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

FLCS株式会社 東京都千代田区神田練塀町三番地

一億九千二百七十九万九千二百円

六

落札金額

契約担当者

山口県知事 嗣政

借入れ 落札方式

七

八

その他

契約担当者

山口県知事

村岡

嗣政

令和五年十一月七日

六

七

兀

第 483 号 事務を担当する課の名称及び所在地 山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

落札に係る物品等の名称及び数量

契約の相手方を決定した手続 一式

般競争入札

令和六年一月十七日 落札者を決定した日

Ŧī. 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

FLCS株式会社 東京都千代田区神田練塀町三番地

入札公告日 落札金額 一億三千六百二万六千円

 (\equiv) 借入れ 落札方式 最低価格

山

口

(___)

調達方法

公文書の開示の状況の公表

四年度における公文書の開示の状況を次のとおり公表します。 山口県情報公開条例(平成九年山口県条例第十八号)第二十六条の規定により、令和

令和六年三月五日

公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況

山口県知事 村 岡 嗣 政

公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求又は申出の件数等 (単位

半

4, 673 (66)	出の件数	開示の請求又は申
2, 324 (30)	開	処
/, 498 (33)	部分開示	選
/99 (2)	非開示	
/58	未処理	洪
(/) (/)	かの 街	況

(2) 実施機関別の内訳

$\hat{}$
内は、
前年度末に未処理でる
あったもの
つの件数であり、
いずれも外数
である。

(単位

(半)

光	製皿	公	潤	>	瀬	类	践			41						知				
動	潋	分	神	#	学管	首	Zelit		ИÞ	+	制度	龍 代帝 代帝	超	無	温	海	翁	総	大加 18	中帯薬圏のマ
松星	本部	機員	朱枚	機員	理	松貝		파바	計管	木建		観光スポー 化部	工労	康 福	境生	業戦	合命	務	· 法	
서〉	対	Z		NP 4K	原企	MÞ.	公		理 局	築部	産部	ッメ	働 部	祉 部	活部	略部	画部	兴	<u> </u>	4
2	7//	0	∞	10	/95 (/)	4/0 (/)	2/	3, 27/ (64)	82	/, 437 (/2)	239 (3)	9	3/	285 (38)	247 (3)	_	129	(8)	出の件数	開示の請曲などは
								,		١,									荆	
0	/23	0	#	CY	S63	S/9	9	1,774 (28)	64	(8)	(3)20	Cu	22	(6)	208	0	56	98	쉬	処
0	460	0	2	2	/04	62	6	(33)	14	/42 (4)	87	4	5	(22)	(2)	0	59	364 (5)	部分開示	理
0	00	0	0	_	0	/	0	/88 (2)	0	2	2	0	0		0	0	5	/78 (2)	非開示	
0	27	0	0	0	0	2	0	/28	0	43	/2	0	/	/3	/	0		57	未処理	栄
2	93	0	2	2	24	26	6	<u></u>	4	/36	/8	2	3	20	25	/	∞	(2)	~ の 毎	況

2

3

開示をしない理由の内訳

報

	(2)	(3)	(30)	(66)	Ξ	П
199		1,498	2, 324	4,673	丰	Þ
_			/	4	地方独立行政法人	地方独
0		1/	22	14/	企業管理者	公营1
0		0	0	0	漁場管理委員	内水面 油水面
0		0	0	0	7海海区漁業調 1会	瀬戸内 大田 東 大川
0		0	0	0	海区漁業調整	日本海洋委員会
0		0	0	0	安 貝 会	収用

備兆 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(単位 **(半)**

		磁	作	梅	3[拼	亩	法	
□⊳	搬	力	返	迚	罪			Ę.	噩
	豊	·	, ,	悉	兹	>	>		示を
	熊	擅	運	烖	桓	樂		秘	_
	罴	墨	恥	齓	徘		童	等	42
	华	庺	i	程		疝	一种	情	野い理
	漸	亷		谱	重				 ⊞
	撰	粪	報	報	穀	攃	鞍	報	9
<u> </u>	(第8	(第7	(第6	(第5	(第4	(第3	(第 :	(第)	区谷
	(年)	7号)	5号)	5号)	(44)	3 号)	(第2号)	/号)	
2, 375 (53)	2	(#2 (#)	2/ <i>4</i> (7)	(/)	//2	(22)	/, 068 (/8)	(/)	部分開示
2/8 (4)	0	6	// (2)	/	5	4	(2) (2)	/73	非開示
2, 593 (57)		(#) 8#)	225 (9)	() ()	//7	888 (22)	/, 086 (20)	(/)	
- w	2		- 51	- 00	7		- 50	1	ᅖ

備光

山

 \Box

(令和4年山口県条例第42号)による改正前の山口県情報公開条例第//条の号名である。 「開示をしない理由の区分」欄の () 内は、山口県情報公開条例の一部を改正する条例

「部分開示」欄、「非開示」欄及び「合計」欄の () 内は、前年度末に未処理であった

ものの件数であり、いずれも外数である。 分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている。 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の表の部

不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況

不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 **争**

5外数	7	الم	査中であったものの件数であり、いずれも外数である。	- 数7	も <i>のの</i> 件	らった	に審査中であ	前年度末に審	内は、	\smile		備老
(0) (0)	(0)	(0)			(5)		(2)	90		<i></i>	(26	
-	7		掛		却	≰	一部認容	⇔	RAIL BOOK	Ì E	三米水	9,5
は裁決又 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	洪 又	裁決又	裁決		若しくは答	決る法回	立てに対する の申出に対す	中部大部田子の選手		立の大田	服で中間で	

令和六年三月五日発行令和六年三月五日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県市